

若年者の在宅ターミナルケア支援事業

たつの市では、20代、30代の末期がん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成し、患者さんとそのご家族の負担を軽減します。

対象者

以下のすべてに該当される方

- 20歳以上40歳未満のたつの市民の方
 - 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方
(医師から末期がんと判断された方)
- ※所得制限はありません

サービス内容

●訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。

- ・身体介護（食事・清拭・入浴・排せつ・体位変換・移動・服薬等の介助）
- ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助）
- ・日常生活上の相談・助言など

●福祉用具貸与

車いす（付属品含む）、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置



サービス利用料・利用回数

- 1ヶ月あたりのサービス利用上限額は6万円
- サービス利用料の9割相当額を助成します
(生活保護受給者は全額助成)
- 訪問介護サービス利用料の助成は週3回まで



助成対象期間

申請の上、利用決定通知を受けた以降のサービスが対象になります

《申請窓口・お問い合わせ先》

〒679-4190 たつの市龍野町富永410番地2（はつらつセンター内）

たつの市 健康課

TEL 0791-63-2112（直通）

FAX 0791-63-2122

たつの市若年ターミナル

検索



申請の流れ

1. 利用申請

申請書と主治医意見書（市様式）をたつの市健康課（はつらつセンター内）へ提出してください。

【提出書類】

- ① たつの市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
- ② 主治医意見書

※主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。

2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書を郵送します。

3. 訪問介護サービス、福祉用具貸与の利用

サービス提供事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

4. サービス利用料の支払い

サービス提供事業者で請求された額をいったん支払い、領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された実施報告書を必ず発行してもらってください。

5. サービス利用料の請求

請求書と利用明細・領収書・実施報告書をたつの市健康課へ提出してください。

【提出書類】

- ① たつの市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金請求書（裏面が利用明細）
 - ② サービス利用をうけた事業所の領収書
 - ③ サービス利用をうけた事業所のサービス内容・回数・金額が記載された実施報告書
- ※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできます。

6. 審査、申請者への支払い

請求内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

がんに関する相談窓口

療養中には、病気の状態や体調に応じて、生活するうえで色々な困りごとが出てきます。通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましょ。

また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。相談に応じて、医師・看護師・薬剤師・医療ソーシャルワーカー・栄養士・検査技師などの医療チームで対応できる体制を整えているところもあります。

他の病院で診療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。

『がん相談支援センターが設置されているがん診療連携拠点病院一覧（国・県指定）』（県立がんセンターおよび市近隣）

医療機関名	TEL	医療機関名	TEL
兵庫県立がんセンター	078-929-1151（代表）	姫路赤十字病院	079-299-0037（直通）
独立行政法人国立病院機構姫路医療センター	079-225-3211（代表）	兵庫県立加古川医療センター	079-497-7000（代表）
赤穂市民病院	0791-43-8734（直通）	加古川中央市民病院	079-451-5500（代表）
兵庫県はりま姫路総合医療センター	079-289-5080（代表）		

